

青梅市告示第78号

青梅都市計画下水道事業青梅市公共下水道事業計画の変更の認可について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、東京都知事から関係図書の写しの送付を受けたので、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第49条の規定にもとづき次のとおり縦覧に供する。

令和7年5月15日

青梅市長 大勢待 利 明

縦覧場所 青梅市環境部下水道課（青梅市役所6階）

以上